

 くらし・しごと・産業

このほかの記事は9面こうとうインフォメーションに掲載

税の申告はお早めに

受付期間 2月16日(月)~3月16日(月)

住民税

申告が必要な方

令和8年1月1日の時点で区内在住で、前年中(令和7年1月~12月)に収入があり申告不要とされていない方

申告書の発送

区から特別区民税・都民税(住民税)申告書を2月9日(月)に発送します。

対次のいずれかに該当する方

- 令和7年度に住民税申告書を提出している方(非居住の申告者を除く)
- 令和7年中の転入者で国民健康保険に加入している18歳以上の方
- 令和7年度に申告書などの課税資料がなく、被扶養者ではない18歳以上65歳未満の方
※死者者・生活扶助受給者などには発送しません
- ※申告書が届いたすべての方が申告する必要はありません。申告の要・不要は別表1をご覧ください

住民税の申告受付場所・期間

場所	期間
江東区文化センター 2階臨時窓口	2/16(月)~3/16(月) 9:00~16:30 (土・日曜、祝日を除く)
総合区民センター 6階サブ・レクホール	3/2(月)~3/5(木) 9:00~16:30

※初日、2日目を中心に混雑が予想されます。郵送申告をぜひご利用ください



▲税額シミュレーションシステム(区HP)

※住民税の試算ができる税額シミュレーションシステムでも申告書を作成できます



▲令和8年度特別区民税・都民税の申告について(区HP)

申告に関する注意点

- 住民税の納税通知書送達後に確定申告書を提出された場合、次の所得等は住民税の計算に算入できません。
 - 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
 - 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除
 - 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例など
- 確定申告等を行うと、ふるさと納税のワンストップ特例は無効になります。確定申告等の際は、すべての寄附金を忘れずに申告してください。

令和8年度住民税の主な改正点

[給与所得控除の見直し]

給与収入額が190万円以下の方について、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。なお、給与収入額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

給与収入額	給与所得控除額	
	令和7年度まで	令和8年度以降
162万5,000円以下	55万円	
162万5,000円超 180万円以下	給与の収入金額×40% - 10万円	65万円
180万円超 190万円以下	給与の収入金額×30% + 8万円	

[扶養控除等に係る所得要件額の引き上げ]

以下の各種控除等の適用を受ける場合の所得要件額が引き上げられます。

控除の種類	所得要件	令和7年度まで	令和8年度以降
配偶者控除、扶養控除	同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親控除	ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者等の必要経費の特例	必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円
雑損控除	雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円

[特定親族特別控除の創設]

特定扶養親族(前年末において19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族)の合計所得金額が58万円を超えた場合でも、納税義務者が控除を受けられる制度が創設されます。控除額は当該親族の合計所得金額に応じて遞減(徐々に減少)します。

特定親族の給与収入額	特定親族の合計所得金額	納税義務者の控除額
123万円超 160万円以下	58万円超 95万円以下	45万円
160万円超 165万円以下	95万円超 100万円以下	41万円
165万円超 170万円以下	100万円超 105万円以下	31万円
170万円超 175万円以下	105万円超 110万円以下	21万円
175万円超 180万円以下	110万円超 115万円以下	11万円
180万円超 185万円以下	115万円超 120万円以下	6万円
185万円超 188万円以下	120万円超 123万円以下	3万円

別表1 申告要否の確認表 ～あなたの収入等の状況をご確認ください～

主な例を挙げていますが、これらに該当しない場合もあります。詳細は税務署または区課税課にお問い合わせください。

主な収入	収入等の状況	区役所に申告 住民税	税務署に確定申告 所得税
給与収入	① 給与所得のみ (年末調整をしており、所得税・住民税が給与から差し引かれている)	不要 ※1・2	不要 (医療費等の控除の追加をすると税金が還付される場合があります)
	② 給与収入が2,000万円を超えている		
	③ 給与以外の所得が20万円を超えている		
	④ 給与を2か所以上から受けている		
	⑤ 昨年途中で退職し、年末調整されていない		
	⑥ アルバイト・パート収入が160万円を超える (年末調整されておらず、基礎控除以外の控除はない)		
	⑦ アルバイト・パート収入が160万円以下 (年末調整されておらず、基礎控除以外の控除はない)		必要 (確定申告された方は不要です)
公的年金	⑧ 年金収入のみで400万円以下 (2か所以上のところから支給されている場合はその合計)	不要 ※3 (医療費等の控除の追加をする場合は申告できます)	不要 (還付を受ける場合は申告することができます)
	⑨ 上記⑧の方のうち、65歳以上で年金収入が155万円以下または65歳未満で年金収入が105万円以下	不要 ※3 (非課税のため、控除の追加申告も必要ありません)	
その他	⑩ 障害年金・遺族年金を受けていて、他に所得なし		下記(★)参照
	⑪ 昨年の収入なし		不要

※1 勤務先からの報告があるので、申告は不要です

※2 納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除を適用できなくなります。その場合、納税義務者による同一生計配偶者の申告、または、納税義務者と生計を一にする配偶者の方によるご自身の申告が必要となる場合があります(右記★参照)

※3 公的年金の支払先からの報告があるので、申告は不要です

★課税される収入がなかった方も申告が必要な場合があります

昨年収入がなかった場合は、原則として申告の義務はありません。ただし、以下に該当する方は、収入がなくても申告を行ってください。

- 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方
- 介護保険の被保険者の方
- 国民年金に加入している方で免除制度を利用される方
- 所得額欄に0円と記載のある非課税証明書の発行が必要な方
- その他、所得情報が必要な区のサービスを利用される方